

愛知県国家戦略特別区域農業保証(通称:愛知県アグリ特区保証)
保証対象確認チェックリスト

申込人： _____

愛知県アグリ特区保証の保証を受けるためには、以下の1～3の項目がすべて「○」になっていなければ審査の対象となりません。

項 目	申込人 確認	金融機関 確認
<p>1 商工業とともに農業（中小企業信用保険の対象となる農業※を除く）を営む中小企業者等（農事組合法人、個人を含む）である。</p> <p>※商工業及び農業について客観的に事業に着手していることが必要となる。</p> <p>※中小企業信用保険の対象となる農業とは、以下の業種のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上げ茶の製造を行っているものに限る。） ・もやし栽培農業（製造加工設備を有するものに限る。） ・蚕種製造業（製造加工設備を有するものに限る。） ・蚕種製造請負業（製造加工設備を有するものに限る。） 		
<p>【資格要件の確認】 以下の資料等で確認すること</p>	【以下に、確認できる資料名を記載のこと】	
<p>◎商工業を営むことを確認できる資料事例 商業登記簿謄本（登記事項証明書）（法人の場合：目的欄に商工業および農業を営む旨の記載があることが必要）、税務署に提出する開業届（個人の場合）、事業用建物の建築確認書、建築請負契約書、売買契約書または賃貸借契約書、発注書等</p>		
<p>◎愛知県内で農業を営むことを確認できる資料事例 愛知県内の農地の不動産謄本（登記事項証明書）、愛知県内の農地の賃貸借契約書、農業所得の確定申告書等</p>		
2 農業を行う事業地の住所が愛知県内である。		
3 愛知県内で営む農業に係る資金使途（運転資金又は設備資金）が含まれている。		